

阿賀野市財政健全化判断比率等の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）により、地方公共団体は、毎年度、実質的な赤字や、外郭団体を含めた実質的な将来負担などを表す指標（健全化判断比率）と、公営企業ごとの資金不足額を表す指標（資金不足比率）を議会に報告し、公表しています。

平成26年度決算に基づく本市の健全化判断比率及び資金不足比率は、下表のとおりいずれも早期健全化基準などを下回り、財政状況は前年度に引き続き健全であるという結果となっています。

地方公共団体の財政の健全性に関する指標

健全化判断比率	左 の 内 容 説 明	阿 賀 野 市 の 指 標	早期健全化 基準	財 政 再 生 基準
実質赤字比率	赤字額が標準財政規模に占める比率	赤字は発生していません。	12.90%	20%
連結実質赤字比率	すべての会計を合算して赤字額が標準財政規模に占める比率	連結決算での赤字は発生していません。	17.90%	30%
実質公債費比率	公営企業、一部事務組合などを含めた実質的な借入金の元利償還金が標準財政規模に占める比率	14.6%	25%	35%
将来負担比率	公営企業、出資法人などを含めた実質的な負債が標準財政規模に占める比率	124.2%	350%	

<早期健全化基準及び財政再生基準に達した場合の措置>

外部監査の実施や財政健全化計画又は、財政再生計画の策定を行い、財政の健全化に取り組むこととなります。

地方公営企業の経営の健全化に関する指標

指標の名称	左の内容説明	対象となる会計の名称	阿賀野市の指標	経営健全化基準
資金不足比率	公営企業の資金不足の状況を事業の規模と比較した比率	水道事業会計	資金不足はありません	20%
		病院事業会計		
		公共下水道事業特別会計		
		集落排水事業特別会計		
		少年自然の家特別会計		
		工業団地造成事業特別会計		

<経営健全化基準に達した場合の措置>

健全化判断比率の早期健全化基準に達した場合と同様の措置がとられることとなります。

健全化判断比率の推移



